

# 近畿運輸局からのお知らせ

## 聴聞の通知について

下記に記載した事業者の経営する一般貨物自動車運送事業に関する行政処分(許可の取り消し)について、下記の期日及び場所において聴聞を実施しますので、行政手続法第15条第3項の規定により通知します。

なお、同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書は下記の交付場所で執務時間中いつでも交付しますので申し出て下さい。

### 1 事業者名及び聴聞の期日等

事業者名	代表者名	事業者住所	聴聞日時	起案番号
三輝運輸 株式会社	代表取締役 岩崎 米男	滋賀県栗東市小柿 2丁目7番7号	平成31年1月11日(金) 11時30分	313
株式会社 北川物流サービス	代表取締役 北川 安男	滋賀県米原市多和田 1576番地	平成31年1月11日(金) 11時30分	489

### 2 聴聞の場所

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階  
近畿運輸局自動車監査指導部 第1会議室

### 3 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階  
近畿運輸局自動車監査指導部監査担当 (06-6949-6448)

### 4 聴聞通知書の交付場所

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階  
近畿運輸局自動車監査指導部監査担当 (06-6949-6448)

近運自監公示第12号  
近運自監公示第13号  
平成30年11月30日

近 畿 運 輸 局 長